

## 「疾病、傷害及び死因の統計分類」における

ICD-10 のエマージェンシーコードの変更等に関する対応方針について  
(案)

世界保健機関(WHO)が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」(以下「ICD-10」という。)について、新型コロナウイルス感染症の流行などを契機に、新たに対応すべきものとして第XXII章 特殊目的用コードの「原因不明の新たな疾患又はエマージェンシーコードの暫定分類(U00-U49)」(以下「エマージェンシーコード」という。)として準備されているコードの使用が随時決定されてきたところである。こうした動向を受け、日本国内においては、第8回疾病、傷害及び死因分類部会(令和3年1月14日)において、「疾病、傷害及び死因の統計分類(平成27年2月13日総務省告示第35号)告示改正にあたっての基本方針」を示し、これに基づき「疾病、傷害及び死因の統計分類」の告示改正を行った(令和3年4月19日総務省告示第159号)。

今後、同様に WHO から ICD-10 におけるエマージェンシーコードの新たな使用について公表された際の具体的対応方針について、基本方針に沿った対応が速やかに行えるよう、別紙のとおりとする。

新たなエマージェンシーコードが公表された際の具体的な対応方針  
(案)

- ① 疾病、傷害及び死因分類専門委員会において該当コードの分類名の和訳を決定

(目標：WHO の公表から 3 か月以内)

各統計調査においては、決定した和訳を注で示す等の対応を実施



- ② 厚生労働大臣から社会保障審議会へ諮問、同審議会から社会保障審議会統計分科会へ付議、同分科会から疾病、傷害及び死因分類部会へ付議。それぞれにおいて、告示の方針、告示案を審議

※ 技術的な改正の場合、書面開催とするなど、速やかに実施する。

※ 審議の過程で必要に応じて専門委員会の意見を聴取する。



- ③ 疾病、傷害及び死因分類部会から社会保障審議会統計分科会へ報告、同分科会から社会保障審議会へ報告、同審議会から厚生労働大臣へ答申



- ④ 告示案を総務省に送付  
(目標：WHO の公表から 4 か月以内)

総務省



- ⑤ 総務大臣から統計委員会への諮問



- ⑥ 統計委員会（統計基準部会）における審議



- ⑦ 統計委員会から総務大臣への答申



- ⑧ 総務省告示